

第2節 地域資格フレーム専門部会と 「地域公共政策士資格フレーム」第一次案

1. 地域資格フレーム専門部会

(1) 地域資格専門部会の概要

地域資格認定制度の資格付与に関する制度、教育・研修プログラムの枠組みなどについて連携大学間で検討を行うために「地域資格フレーム専門部会」（以下、専門部会）を設置した。同部会は、運営協議会の大学関係メンバーによって構成され、計5回の会議を経て、「地域公共政策士資格フレーム第一次案」を作成した。また、検討作業にあたっては、(財)地域公共人材開発機構（以下、機構）に業務委託を行っている。

具体的には、まず、大学関係者で構成された専門部会で資格フレームの素案を作成した。その後、機構内に設けられた「地域資格制度フレームワーク検討委員会」において、教育・研修プログラムを共同で実施する自治体、NPO、経済団体などの地域社会側からの立場で、資格フレーム素案の内容の妥当性について研究、検討を行った。機構から検討結果の答申（内容については第3章を参照）がなされた後、それを踏まえた上で、再度専門部会において検討を行い、最終的に運営協議会において資格フレーム第一次案として決定した。

(2) 専門部会の開催日程

第1回専門部会

開催日：2009年8月5日

場所：地域公共人材大学連携オフィス

第2回専門部会

開催日：2009年9月28日

場所：日本生命京都三哲ビル会議室

第3回専門部会

開催日：2009年9月25日、9月28日、10月1日

（※参加者の都合上、3回に分けて開催）

場所：地域公共人材大学連携オフィス

第4回専門部会

開催日：2009年10月30日

場所：地域公共人材大学連携オフィス

第5回専門部会

開催日：2009年12月16日

「地域公共政策士資格フレーム」 (第一次案)

平成 22 年 3 月 11 日

地域公共人材大学連携事業
地域公共人材資格フレーム専門部会

1. 資格の名称

「地域公共政策士」

上記資格は、(財) 地域公共人材開発機構（以下、機構）が認定を行う。

上記資格を取得する過程では、各大学が科目プログラムごとに履修証明を発行する場合もあるため、その場合、上記資格の横に複数の履修証明の名称がつく。

例：「地域公共政策士（〇〇〇履修証明、〇〇〇政策能力・・・）」

2. カリキュラム

(1) 概要

各大学・大学院で、学部、修士等のレベルならびに EU の「欧州共通の資格フレームワーク（European Qualification Framework for Lifelong Learning: EQF）」のレベルに応じた複数の科目からなる科目プログラム（以下、プログラム）を設ける。プログラムは、履修証明制度を兼ねるプログラム、ならびに資格取得を目指す者が全員受講する共通プログラムなどで構成し、必修科目を含む 3 つのプログラムの各必要単位数を取得すれば、機構から地域公共政策士資格を付与することとする。

同資格取得に関するカリキュラムは、大学院に在籍し、修士学位と地域公共政策士資格両方の取得を目指す者、社会人等で、大学院には在籍せず、地域公共政策士資格のみの取得を目指す者、の双方に対応できるものとする。

(2) 単位等について

1) 単位の名称

単位の名称は「ポイント」（英語表記：point）とする。

2) 履修証明制度の単位数

120 時間で 1 履修証明を授与可能となっている。

(3) プログラムの構成

地域公共政策士のカリキュラムは、以下の3つのプログラムから構成される。

- ① 地域公共政策士**第1種**プログラム（10ポイント）・・・学部レベル
- ② 地域公共政策士**第2種**プログラム（10ポイント）・・・大学院修士レベル
- ③ 地域公共政策士**共通**プログラム（10ポイント）
（各プログラムの内容については後述）

地域公共政策士第1種・第2種プログラム（以下、第1種・第2種プログラム）の科目構成、内容については、大学・大学院によって異なり、各大学・大学院の得意分野、オリジナリティを出したものにする。地域公共政策士共通プログラム（以下、共通プログラム）の科目構成については共通化を図る（内容についてはこちらも大学院によって異なる科目がある）。

第1種・2種プログラムについては、必要ポイント数を取得すれば各大学・大学院より履修証明を発行することが推奨される。

また、プログラムならびに科目構成については、各大学が機構にプログラムごとに申請を行い、認証を得ることとする。機構は、各大学・大学院の履修証明、プログラムをデータベース等に登録し、リスト化を図ることとする。

(4) 地域公共政策士資格の認定要件

受講生が地域公共政策士資格の認定を得るためには、2つの地域公共政策士プログラム（第1種・第2種プログラムのうちから）の必要ポイント数を取得した（各10ポイント、計20ポイント）上で、共通プログラムを履修し（10ポイント）、計30ポイントを取得することを要件とする。また、第2種プログラムを最低1つ取得することを必須とする。よって、履修パターンは以下の2通りとなる。

- ① 学部在籍時から資格取得に取り組む場合
→ 第1種 + 第2種 + 共通プログラム、
- ② 社会人あるいは大学院入学後から資格取得に取り組む場合
→ 第2種から2つ + 共通プログラム

なお、第1種プログラムに関するポイント認定については、一定の成績（70点、良、B）以上のみを認めることとする。ただし、他大学開講科目やインターンシップ科目等については基準を設けない。

第1・2種プログラムを履修することによって受講生が取得できる履修証明（「○○○能力」、「○○○人材」等）については、各大学・大学院が責任をもって履修証明を行う。

(5) プログラム、科目の内容について

1) プログラムの概要について

① 地域公共政策士第1種プログラム（10 ポイント）

特定のテーマに関する能力開発、資格取得を目指した体系的な科目で構成される。学部レベルならびに **EQF** レベル 5～6 に相当する科目で構成される。他大学との単位互換、外部団体提供科目（後述）も含む。履修証明を発行する大学・大学院においては、必要ポイント数を取得することにより個別の履修証明を付与する。

② 地域公共政策士第2種プログラム（10 ポイント）

特定のテーマに関する能力開発、資格取得を目指した体系的な科目で構成される。大学院修士課程レベルならびに **EQF** レベル 7 に相当する科目で構成される。他大学院との単位互換、外部団体提供科目を含む。履修証明を発行する大学・大学院においては、必要ポイント数を取得することにより個別の履修証明を付与する。

③ 地域公共政策士共通プログラム（10 ポイント）

地域公共政策士として共通して求められるスキルや考え方や倫理観、受講者間のネットワークづくりなど、資格取得にあたっての仕上げを目的とした科目で構成される。大学院修士課程レベルならびに **EQF** レベル 7 に相当する科目で構成される。科目構成は共通化を図る。

各プログラムの科目構成（共通プログラムを除く）、学位（修士号）取得のための単位への読みかえ、他大学院開講科目の組み込み、などに関するルールは各大学・大学院が決定する。なお、機構にプログラム設置等について申請する際にそれらに関しても申告すること等については今後の検討課題とする。

2) 地域公共政策士共通プログラムの内容について

共通プログラムは、地域公共政策士特別講義、キャップストーンの2科目からなる。

① 地域公共政策士特別講義（2 ポイント）

地域公共政策士特別講義は、機構が実施する科目で、地域公共政策士としての倫理観の醸成と受講者間のネットワークづくりを主な目的とする。月1回程度の頻度で年間10回（各回3時間程度）実施する。各回、ゲストスピーカーによるリレー講義、後半はグループディスカッション、ワークショップ等の時間とすることが考えられる。科目の運営に当たっては、参加大学が担当教員を派遣し、共同で企画・運営を行う。大学の正規の講義の単位への読みかえは行わない。

② キャップストーン科目（8 ポイント）

キャップストーンは、複数もしくは個人でフィールドとなる地域に入り込み、実際のプロジェクト、課題解決に積極的に参画し、その成果を共同でレポート、論文として取りまとめる科目である（詳細は後述）。機構もしくは大学院が実施するものを選択

履修する。2つの地域公共政策士プログラム（第1種・第2種プログラム）の必要ポイント数を取得してから、もしくは取得見込みとなってから履修できることとする。また、キャップストーンの成果物（レポート、論文等）を、修士号取得のための修士論文、課題解決レポートと兼ねることも可能とする（各大学院が判断）。

表. 共通プログラムの科目構成、概要

科目	ポイント数 (全10)	目的と内容	提供機関	大学院の 修了要件
i. 地域公共政策士特別講義 ※ 年間10回×3時間程度 (計30時間程度)	2ポイント	受講者のネットワークづくり、地域公共政策士としての倫理観醸成など。 リレー講義+ディスカッション等	機構	修了要件には入らない
ii. キャップストーン	8ポイント	実践力をつける。 社会人の場合は、職場で課題解決に取り組みにその結果をレポートにまとめる形式でも可能。	機構 大学院** (選択履修が可能)	大学院開講科目については修了要件に入れることが可能。(各大学院で判断)

**どちらかの提供する C.S.を選択する。

3) キャップストーンについて

キャップストーンは、複数のグループまたは個人でフィールドとなる地域に入り込み、実際のプロジェクト、課題解決に積極的に参画し、その成果を共同でレポート、論文として取りまとめる科目である。インターンシップとは差異化を図った科目とする。参画する取り組みは、まちづくり活動以外にも、政策立案やホームページづくりなど様々なタイプのものが考えられる。

グループでの実施の場合、1つの作業グループにつき、学生4～5人程度で構成することを標準とする。基本的に1グループのメンバーは同じ大学院から構成し、人数不足等の場合は、機構がコーディネートして、例えば他大学院などから補填、合同のチームを形成する。他大学院の学生が混ざる場合、質保証はどちらかの大学院が（検討の上）責任を持って行うこととする。

成果評価については、報告会等の機会を設け、受け入れ先関係者も交えて評価を行うことなどを検討する。グループワークの評価について、フリーライダーを防ぐために、途中定期的なピアレビューと指導の実施などについても検討を行う。

機構もしくは大学院が実施するものを選択履修することとする。機構が実施するものについては、機構がコーディネート・事務を担当し、実際の学生に対する指導については各大学・大学院の教員に委託して実施することとする。

(6) その他

1) 大学以外の団体（外部プロバイダー）の提供科目について

各大学・大学院は、第1種、2種プログラムにおいて、大学・大学院以外の団体（外部プロバイダー）の提供科目をなるべく設置するよう努めることとする（努力義務）。

科目開講のイメージとしては以下の2パターンが考えられる

方法①：大学・大学院開講科目とし、外部プロバイダーは実施に協力するという形式での実施

方法②：外部プロバイダーが独自に1プログラム（10ポイント）もしくは一定数の科目を開講

方法①の場合、受講生に対して大学・大学院の単位を付与することができる。外部プロバイダーは非常勤講師扱いとなる。一方、方法②の場合、現状では受講生に大学・大学院の単位を付与することはできない。受講料等について外部プロバイダーが設定する。

2) 取得単位（ポイント）の有効期限について

社会人等が受講しやすくする（長期間をかけて資格取得をしやすくする）ために、取得単位（ポイント）の有効期限については原則的にはなしとする。

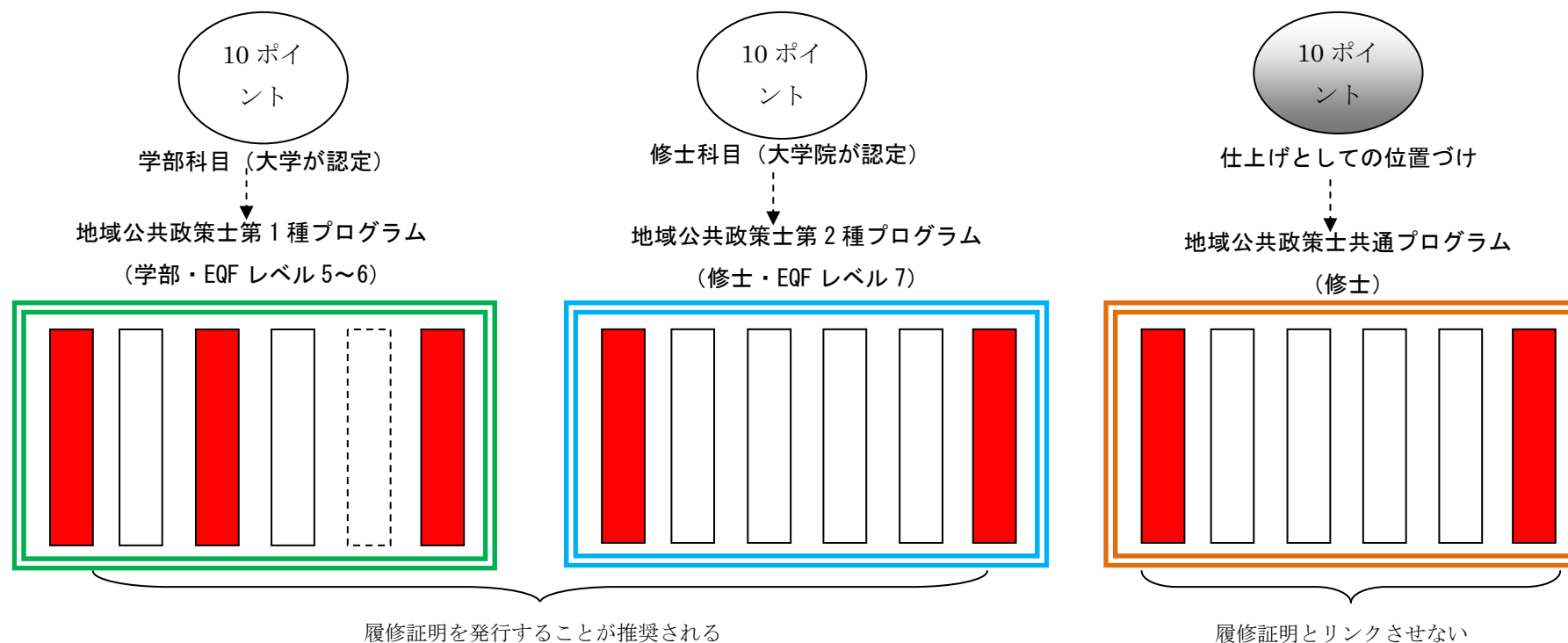
3) 過去の取得単位の読みかえについて

大学院修了者等が本資格に関するカリキュラムを受講する際の過去の取得単位の読みかえについては、過去5年間に取得した単位までを認める。読みかえを認める科目については、各大学・大学院が判断する。

4) 別資格・履修証明の読みかえについて

他の資格（履修証明）を持っている場合、その資格内容を精査した上で、単位として認める可能性については、将来的な検討課題とする。

図. 資格フレームのイメージ 全 30 ポイント



- ※ プログラムの組み合わせは、基本的に (①+②+地域公共政策士共通プログラム) で、社会人 (大学院在籍者も含む) は (②+②+地域公共政策士共通プログラム) を選択可能
- ※ 第1種・第2種プログラム: 学部の合意を得やすいように既存科目を可能な限り、当てはめ・修正する方向。10 ポイントよりも多く用意して、選択できるようにする。
- ※ 共通プログラム: 地域公共政策士特別講義 2 ポイント+キャップストーン 8 ポイントで構成。

目的: 実践力、実力をつける
キャップストーンなど
「地域公共政策士」資格の要

